

施策名	目標10－2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等										担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室								
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月						
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処								
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日)1.(2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1.(2)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)1.(2)																			
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成		
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度									
	1	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	－	－	331箇所	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定						－
	2	福島県外で発生した除去土壌の処分量	－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定						－
3	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	－	－	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定						－	
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1)	除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(平成23年度)	1、2	649	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－		
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	3	650	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－		
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－		
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－		

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。仮置場等においては、除去土壌等の適正管理を実施しており、除染特別地域においては令和7年3月末時点で9か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和7年3月末時点で0か所となった。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和7年3月末時点で263か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和7年3月末時点で1,023か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、福島県外の除去土壌の処分方法に関して議論するため、有識者による「環境回復検討会」及び「除去土壌の処分に関する検討チーム」を開催(令和6年度はそれぞれ2回)するとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認するため、実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で実施した(栃木県那須町については令和2年3月末、宮城県丸森町については令和6年4月末、茨城県東海村は令和7年3月に終了)。こうした有識者からの助言や実証事業の結果等を踏まえ、令和7年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を公表した。 ○「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和6年度は、約31万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和7年3月末までに、累計で約1,409万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,303haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、国内外の有識者の御意見を頂きながら、除去土壌の減容技術の開発や再生利用の実証事業など減容・再生利用・理解醸成等の取組を着実に進めた。これらを踏まえ、令和7年3月には放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の復興再生利用や埋立処分等の基準を策定するとともに、「県外最終処分の向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を取りまとめた。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分に向けた取組を着実に進めていく ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き取組を進めていく。		
		【測定指標】	○着実に取組を実行できていることから、現行の指標を維持する。		
学識経験を有する者の知見の活用		<参考：施策の実施における活用状況> 環境回復検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、放射線審議会、除去土壌の再生利用に関するIAEA専門家会合等	SDGs目標との関係	【主な目標】 除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を実施した。これらにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めるとともに、中間貯蔵施設の維持管理は周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ進めた。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			